

子 発 0720 第 9 号
平成 30 年 7 月 20 日

各

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について

児童虐待については、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられた。

児童虐待における司法関与については、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 4 月 2 日に施行され、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与が強化等された。改正法の具体的な内容等については、「児童相談所運営指針の改正について」（平成 30 年 1 月 12 日付け子発 0112 第 1 号）及び「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）の施行に係る Q&A の送付について」（平成 30 年 1 月 12 日付け事務連絡）において示したところであるが、改正法のうち虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与については、在宅での養育環境の改善にも資することから、下記の趣旨・概要及び指導勧告を求めるケースについて、十分にご理解の上、活用するよう、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し改めて周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 趣旨・概要

児童虐待を行った保護者等への指導の実効性を高めるため、家庭裁判所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができること（法第 28 条第 6 項）に加え、以下ができることとされた。

- ・ 措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「審判前の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 4 項）
- ・ 審判前の勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときは、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること（以下「却下の審判時の勧告」という。）ができること（法第 28 条第 7 項）。

また、家庭裁判所は、これらの勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとされた（法第 28 条第 5 項及び第 8 項）。

このため、法第 28 条の規定に基づく措置に関する承認の申立て及び審判に当たっては、それまでの保護者への指導状況を踏まえ、家庭裁判所に対してこれらの指導勧告を求める上申書を提出することとするか否か、検討を行うこと。

なお、具体的な上申書の提出時期、様式及び記載する内容、留意点等については、「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）第 4 章第 10 節 1 (8) イ～エを参照とのこと。

2. 指導勧告を求めるケース

(1) 審判前の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者によるネグレクトが続いていたため家庭裁判所へ承認の申立てを行ったが、家庭裁判所の勧告の下で実効性ある保護者指導が行われれば、家庭での養育が可能と考えられる場合などが想定される。

- ① 子どもの自宅が、物が散乱し、異臭がするなど、いわゆる「ゴミ屋敷」になっているほか、電気、ガス等のライフラインが断続的に停止するなど、子どもの生活環境が著しく損なわれる不適切な養育状況が続いてい

るが、保護者が対応・支援を拒否し続けている事例

- ② 保護者のネグレクトを原因とする児童福祉法第 28 条に基づく親子分離中に、一定期間保護者指導プログラムを受講している保護者につき、プログラムの受講完了後、更に、プログラム受講の効果を見極めるため、親子生活訓練室での宿泊や一時帰宅を実施する必要があると求めているにもかかわらず、保護者はプログラムの受講が完了したらすぐに子どもを帰宅させるよう主張し続けており、児童福祉法第 28 条第 2 項ただし書に基づく更新の審判に当たって、このような状態が続く限りは親子分離を続けざるを得ない事例

(2) 承認の審判時の勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者の行為が子どもの福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合などが想定される。

- ① 保護者が虐待等を認めず、児童相談所による指導が進まない事例
- ② 保護者がしつけと称して自らの暴力の原因が子どもにあると主張する事例
- ③ 保護者の虐待等の結果として子どもが深夜はいかい、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例

(3) 却下の審判時の勧告を求めるケース

却下の審判時の勧告は、審判前の勧告が行われた場合において、審判後も引き続き家庭裁判所の勧告に基づく実効性ある保護者指導を行うことが有効であると考えられるときに審判前の勧告と同様の勧告を求めることが想定される。